

教育長の給料の特例に関する条例をここに公布する。

平成 22 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 12 号

教育長の給料の特例に関する条例

平成 22 年 4 月 1 日から 6 月間における瀬戸市教育委員会教育長の給料については、瀬戸市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 5 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項に定める額から当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を減じて支給する。この場合において、条例第 3 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、同条第 1 項に定める額によるものとする。

附 則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。